

平成30年8月17日(金)

平成30年第8回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成30年第8回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし。

議 長：それでは、7番：長濱国博委員、8番：川満里志委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉氏を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は7件でございます。
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から7番は、議案書10ページから16ページの調査書のとおり、
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮國集落ドイツ文化村の北側に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培農家です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、バイパス通のあずき屋の左側に位置し、譲受人は母と一緒に野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、狩俣のすむばり食堂の隣に位置し、譲受人は果樹作農家です。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、砂川小・中学校の裏側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、下崎の沖縄電力西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、バイパス通の磯亭から南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。申請地は基盤整備事業がされている農地で、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から7番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は2件でございます。受付番号8番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号8番から9番までは、議案書17ページから18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮國集落上野ドイツ文化村の北側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、宮原・宮積地区に位置し、譲受人は夫が高齢のため農業を引き継ぎしてサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。 はい、11番委員

喜屋武委員：

夫から妻への使用貸借の説明の意味をお願いいたします。

伊良部事務局：

夫は年金を貰っている関係で、妻に使用貸借と言うことです。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか：

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号8番から9番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。受付番号10番から16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号10番から16番は、議案書19ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号10番から16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、11件でございます。
受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は、池間大橋入口に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 1 区推進委員にお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は、保良集落から吉野集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 3 番と 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 1 区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、川満集落の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は、嘉手苧集落の南側に位置し、譲受人は長年の農業経営で機械等を所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 5 番と 6 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 2 区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は、洲鎌集落から来間大橋向けに位置し、譲受人は 20 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は、下地上地団地東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 7 番と 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 3 区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号 7 番と 8 番の説明をいたします。場所は、下地小学校の東側と嘉手苧公民館の南側に位置し、譲受人は機械等を所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 9 番と 11 番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

下地事務局：

受付番号9番から11番に関する説明については、参考資料等を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、9番委員

松岡委員：

受付番号5番の小作料設定について教えて下さい。

下地事務局：

小作料設定に関しては、2人の話し合いで3万円で設定しており、3万円を面積で割った額となっています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は9件でございます。
受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、比嘉ロードパークから比嘉公民館向けに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有して妻と一緒にサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場から下地向け200mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場から久松向け300mに位置し、譲受人は機械等も所有して野菜栽培農家です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、新城のオッパイ山から新城集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号5番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、加治道集落から北西に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は、新城集落入口の土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培農家です。

受付番号7番の説明をいたします。場所は、比嘉入口に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 1 区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場から宮古空港向けに位置し、譲受人は退職後、農業規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 2 区推進委員にお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、白鳥方面に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第 4 議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第 5 議案第 4 号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農用地利用配分計画案は 3 件でございます。受付番号 1 番から 3 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。
受付番号1番から2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

玉元委員：

現地調査報告を行います。平成30年8月10日（金）に調査員として、5番：荷川取委員、芳山会長、事務局の知花次長、農地整備課砂川係長、上原主任6名で、午前9時40分から10時まで資料調査内容会議、10時から午後4時10分まで現地調査、4条申請2件、5条申請9件、非農地証明願9件、合計20件の調査で、午後4時10分から4時30分まで事務局にて調査内容会議を行った結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮國公民館から東側1.2kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、1団集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

顛末書に関して、誰か書いた顛末書なのかがわかりませんが、それと999番地21は違反転用ではないですか。

知花事務局：

顛末書は申請者本人が書いた顛末書です。
違反転用という質問に関しては調べてから、関係書類、顛末書等を丁寧に記入させてから再提出させてから申請させ、今回は保留といたします。

議 長：受付番号1番に関しては、関係書類等を再提出させてから申請させ、今回は保留といたします。よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、今回は保留とします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、ルフト・トラベルレンタカー南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他2種原野・宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は9件でございます。
受付番号1番から9番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から9番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺中央クリニックの北側600㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、久松小学校グラウンドの北側80mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、伊良部長山港の北側1.1kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他原野、雑種地、段差等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、下地来間小学校グラウンド西側1.2kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他原野、雑種地、段差等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

砂川委員：

住宅新築の申請ですけど、住宅新築は500㎡以内ではないですか。
この、2,990㎡の面積では確定は出来ないと思いますが。

知花事務局：

そうですね。この申請に関しては委員の皆様方の意見等を聞きながら、今回は面積拡大のため不許可申請といたします。

議 長：受付番号4番については、今回は不許可で保留とします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、佐良浜中学校交差点から東側180mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、マルケンミート東側120mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他2種原野、宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、久松小学校の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、一団集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、沖縄銀行職員住宅の北側100mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、メイクマン宮古店から東側250mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他2種原野、雑種地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、7番委員

長濱委員：

申請書に顛末書等が添付されていませんが。申請書を提出するときに、顛末書等も提出されるべきではないですか。

知花事務局：

顛末書は後で提出することになっています。委員の皆さんの意見等を参考に今回は書類不足の為保留といたします。

議 長：受付番号9番については、書類不足のため今回は保留とします。よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：受付番号4番と9番を除いて、日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第8議案第7号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願は、9件でございます。受付番号1番から9番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、来間小学校グラウンド西側1.2kmに位置し、畑としての利用は困難な土地と確認し非農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、成川公民館から北側520mに位置し、地形上農地としての管理が困難な土地で非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、野原自衛隊基地から南側500メートルに位置し、原野で岩盤等がある畑で長年耕作していない土地であると確認し、非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、伊良部長山港の北側90㍍に位置し、雑木等が生い茂り畑として利用できないことを確認し、非農地として判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、東平安名崎入口北側に隣接し、荒地状態で畑として使用できないことを確認し、非農地として判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、県営久貝団地の東側70㎡に位置し、畑を購入した以降、畑として使用していない事を確認し非農地として判断しました。以上です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、伊良部仲地団地の北側90㎡に位置し、荒れ地状態で畑として使用できないことを確認し、非農地として判断しました。以上です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 5 番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、伊良部仲地団地の北側 9 0 ㎡に位置し、荒れ地状態で畑として使用できないことを確認し、非農地として判断しました。以上です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 5 番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、吉信産業の西側 8 0 ㎡に位置し、競売落札時から畑として使用していないことを確認し、非農地として判断しました。以上です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、平成30年第8回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成30年8月17日（金）

会 長 芳 山 辰 巳
7番委員 長 濱 国 博
8番委員 川 満 里 志

